

## 【条例案に対する、ご意見の募集結果】

「(仮称)千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」

|   | 名称               |
|---|------------------|
| 1 | 千葉いのちをつなぐ強化月間    |
| 2 | AEDで命を救う勇気を持つ月間  |
| 3 | AEDで人を助ける勇気を持つ月間 |
| 4 | 大切な命、AEDで救おう月間   |
| 5 | 千葉県AED強化月間       |
| 6 | 千葉県AED等普及月間      |

| 関係条文 | 意見の概要   | 意見への対応  |
|------|---|---|
| 四条   | 市町村…の部分について、消防署さんがマンションの住人向けの消防訓練に来てくださる時、訓練の内容には、“消火器訓練”、等の“定番”がある。マンションの集会室を使って今も、“三角巾を使用する応急手当”等もありますが、これを“AED使用法の訓練”に置きかえて実施していくようにしたら、AED使用法に慣れる機会が増えると思います。   | ご指摘のような形でAEDの使用に慣れる機会を様々な形で設けていくことは大変重要でありますので、ひとつの参考とさせていただきながら本条例制定後における各地域の特徴に応じた手法での普及に努めていきたいと考えております。   |
| 五条   | 万一の場合に県民が躊躇せずAEDを活用することを促進した意図と思われる、内容自体については異論はありませんが、第二項はAEDの使用を責務としているように理解されてしまう恐れもあり、例えば「茨城県AED等の普及促進に関する条例」第四条第二項「県民は、救急現場に居合わせた場合は、互助の精神及び一人一人の命の大切にする精神にかんがみ、自ら率先して応急手当を実施するよう努めるものとする」との規定も参考になるのではないのでしょうか。 | 条例案第五条第二項では、要救助者を発見した場合だけでなく、自身が要救助者になる場合も含め、お互いの命を大切に、支え合おうという意義を込めた「相互扶助の精神」という表現を用いて、「努めるものとする。」としております。茨城県の条例も参考にしながら整理検討したものでありますが、責務と誤解を受けないように広報啓発等においても注意してまいります。 |
| 七条   | PR期間を設けること自体は異議ありません。ただ、第十条の一環といえるのでは。また、9月を「千葉県AED等普及啓発強化月間」とするのは、「救急の日」にちなんでということでしょうか。   | ご指摘いただいたとおり、第七条は、9月9日の救急の日が含まれる9月を特に強化月間に指定しております。また、普及啓発をより一層強化したいと考え、第十条の普及啓発の一般規定に対する特別規定に位置づけましたが、内容やバランスを改めて検討した結果、一つの条文にまとめることと致します。                                |
| 九条   | 本条例は、千葉県民全体で発生する心肺の機能が停止した状態にある者の救命救急及び後遺症の軽減に寄与する大変有意義な条例であると考えております。<br>なかでも条例第九条については、学校関係者(教員、生徒も含む)にAEDの使用に関する実習を行うよう努めるものとする記載がされていることから、今以上に心肺蘇生法の普及率が高まること予想され、このことが傷病者の救命に繋がると考えております。                       | 御意見を参考とさせていただき、条例制定後には、第九条に定める学校等における心肺蘇生法及びAEDの普及促進の取り組みをしっかりと後押ししてまいります。  |
| 九条   | 教職員が保健体育等の授業を行うものと推測することから、第九条第一項の6行目の「…知識及び技能…」の部分は「…知識及び技能並びに指導技法」とするべきと考える。  | ご指摘いただいたように教職員の保健体育等の授業が該当することを考慮し、「指導技法」に関する文言を追加することと致します。  |

| 関係条文       | 意見の概要  | 意見への対応  |
|------------|--|---|
| 十条         | 内容は全く異議ありません。ただし、第七条はこの一環といえなくないでしょうか。   | ご指摘いただいたとおり、第七条は、9月9日の救急の日が含まれる9月を特に強化月間に指定しております。また、普及啓発をより一層強化したいと考え、第十条の普及啓発の一般規定に対する特別規定に位置づけましたが、内容やバランスを改めて検討した結果、一つの条文にまとめることと致します。                    |
| 十二条        | AEDの設置及び普及促進については、住民の関心が高く、救急救命率の向上のために誰もがいつでもAEDを使える場所に設置してほしいとの要望が多くある。  | 県民に御指摘のような要望が存在することを踏まえて、本条例案では、誰もがいつでもAEDを使える場所等を考慮した効果的効率的なAEDの計画的配置を進めることと致しました。   |
| 十三条        | 市民への情報提供→AEDの有効活用の促進につながり、非常に良いのではないのでしょうか。ただし、第十三条第一項の「第三者利用の可否」情報については、マンション管理組合所有のAED等、管理上、たとえ隣の棟へも貸出を行って公表を希望しないという例も本市にはあります。 | ご指摘のような施設関係者以外の第三者への貸出を認めないような設置AEDもあると思いますが、そういった事情も考慮したうえで、あらかじめ「第三者利用の可否」を整理することにより、いざAEDを必要とする際の迅速な判断に寄与したり、設置AEDの利用のあり方に関する各自の意見整理を促すものと考えております。         |
| 十四条<br>十五条 | かなり踏み込んだ内容かつ軽減するという意味では非常に画期的な内容と思われれます。設置者に対する県の援助等はないのでしょうか。   | 設置者に対する援助等につきましては、例えば、第三者利用を可とするAEDが使用された場合におけるパッド交換代の支援などが考えられますが、このような設置者への援助等につきましては、今後のAED情報の整理などと並行して検討していく必要があることから、本条例制定後の個々の取り組みにおいて促進していきたいと考えております。 |
| 十六条        | AEDの設置及び維持管理には多くの費用がかかることから、本条例(案)の制定にあたり、AED設置が必要な事業所の明確化とAED設置に係わる市及び事業者への財政支援について要望する。  | ご指摘の点につきましては、条例案検討プロジェクトチームでも議論を重ねたところですが、設置が必要な事業者の規模等についての明確・妥当な基準の線引きは、条例レベルでは難しいものであると判断しました。今後は法律レベルでの整理がされるように働きかけていきたいと考えております。                        |